

鶴岡市門前町手向地区まちなみ景観形成事業補助金交付要綱

平成 29 年 6 月 27 日 鶴岡市告示第 276 号
改正 令和 4 年 3 月 31 日 鶴岡市告示第 175 号
改正 令和 7 年 3 月 31 日 鶴岡市告示第 135 号

(目的及び交付)

第 1 条 市長は、鶴岡市歴史的風致維持向上計画に基づき、手向地区のまちなみ景観の保全等を推進するため、同地区における建築物等の修景整備に要する経費に対し、鶴岡市補助金等に関する規則（平成 17 年鶴岡市規則第 56 号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象区域)

第 2 条 補助の対象となる区域（以下「補助対象区域」という。）は、羽黒地域手向地区の古墓町、上長屋町、桜小路、下長屋町、亀井町、鶴沢町、池ノ仲、入江町、八日町及び松原町の集落のうち、手向地区まちづくり協定に参画したものの区域とする。

(補助対象事業)

第 3 条 補助の対象となる事業は、補助対象区域に所在する建築物等（以下「補助対象物」という。）を修景し、手向地区のまちなみ景観を保全及び形成する事業とする。

(補助対象者)

第 4 条 補助の対象となる者は、手向地区まちづくり協定に同意したもののうち、次の各号のいずれかに該当するものであって、市税に滞納がないものとする。

(1) 補助対象物の所有者

(2) 補助対象物の修景に関して所有者の承諾を得ている者

(補助対象物の意匠及び形態)

第 5 条 補助対象物の意匠及び形態は、手向地区固有の門前町のまちなみ景観に調和させるように配慮するものとする。

(補助対象経費等)

第 6 条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額及び補助限度額は、別表のとおりとする。

2 補助対象経費は、道路等の公共空間から望見できる部分の修景に係る経費とし、当該経費の合計額が 20 万円以上のものに限るものとする。

3 同一敷地内の補助対象物に対する補助金の交付は、1 回限りとする。

(交付申請)

第7条 規則第3条に規定する補助金等交付申請書の提出期限は、原則として工事着手予定日の2月前とし、添付すべき書類は同条に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 工事見積書（補助対象部分と補助対象外部分の見分けがつくもの）
- (2) 設計図書（平面図、立面図、断面図等が必要な場合）
- (3) 現況写真及び完成イメージ図
- (4) 前3号に掲げるもののほか、工事内容を確認するために必要な書類

2 補助対象事業は、補助金の交付の決定を受ける前に着手してはならない。

3 前項の「着手」とは、補助対象事業に係る契約を締結することをいう。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、規則第4条第1項の規定による補助金の交付を決定するに当たり、必要に応じて別に定める手向まちなみ委員会の意見を聴くものとする。

（軽微な変更）

第9条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助対象経費の合計額の20パーセント以内の増減とする。

（実績報告）

第10条 規則第13条第1項に規定する補助事業等実績報告書の提出期限は、補助事業完了の日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定に係る年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は同項に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 工事契約書又は契約内容を確認できる書類の写し
- (2) 支払領収書の写し
- (3) 完成写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、工事完了を確認するために必要な書類

（維持管理）

第11条 補助金の交付の決定を受けた者は、善良な管理のもとに次の事項を遵守しなければならない。

- (1) まちなみ景観を保持するため、適正な管理に努めること。
- (2) 補助事業完了後10年間は、現状を維持し、景観の向上に努めること。

（帳簿等の保管）

第12条 規則第18条に規定する帳簿及び証拠書類の保管期間は、補助金の交付決定に係る年度の翌年度から起算して10年間とする。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成 29 年 6 月 27 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 6 条関係）

区分	補助対象経費	補助金の額	補助限度額
1 住宅等（住宅又は店舗（事務所を含む。）及び車庫をいう。以下同じ。）の修景	住宅等の新築、増築、改築、修繕、模様替え又は色彩の変更に係るもののうち、手向らしいまちなみと調和させるための外壁、屋根、看板等の外観に係る工事費（工事に付随する設計及び監理に要する経費並びに外観を変更するために必要な取り壊し等を含む。以下同じ。）	補助対象経費の合計額に 3 分の 2 を乗じて得た額以内の額	(1) 令和 3 年 3 月 31 日までに手向地区まちづくり協定を締結した集落 次に掲げる場合に 応じ、それぞれ次に定める額 ア 重点整備区域（特に修景を促進する必要がある区域として市長が別に定める区域）において修景を行う場合 200 万円 イ 重点整備区域以外の区域において修景を行う場合 100 万円 (2) 令和 3 年 4 月 1 日以後に手向地区まちづくり協定を締結した集落 300 万円
2 建築設備等の修景	住宅等の屋外に露出し景観を阻害している給排水設備、空調設備、電気設備、広告物等の撤去、遮蔽に係る工事費		
3 外構の修景	門、塀、柵、植栽等の景観に要する工事費		
4 空きスペースの修景	これを覆い、又は舗装を景観に配慮したものにする工事費		

備考 補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。